

2013（平成25）年9月17日

内閣官房内閣情報調査室「意見募集」係 御中

「特定秘密の保護に関する法律案の概要」に対する意見

仙台市青葉区国分町1-3-20

野 呂 圭

電話022-227-2291

第1 意見の趣旨

- 1 「特定秘密の保護に関する法律案の概要」は、国民の知る権利やプライバシー権を侵害し、国家による情報統制を大きく容認するものであって民主主義・国民主権に反するため、強く反対します。
- 2 このような重大法案にもかかわらず、法律案すら公開せず、わずか2週間という意見募集期間というのは極めて不合理です。法律案を公開の上、最低2か月間の意見募集期間を設定して、広く国民の意見を聴くべきです。

第2 意見の理由

- 1 「特定秘密」の範囲が広範かつ不明確であること
 - (1) 「特定秘密の保護に関する法律案の概要」（以下、「法案概要」と言います。）では、「特定秘密」を①防衛、②外交、③外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動、④テロ活動防止の4分野としています。

しかし、以下に述べるように、その範囲が広範かつ不明確なため、過度に「特定秘密」が広がり、国民の知る権利を侵害することは必至です。
 - (2) ①「防衛に関する事項」（別表第1号）の範囲は自衛隊法別表第4と同様であり、自衛隊の活動全般に及びます。「その漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与えるおそれ」による限定を試みようとしても、現在の情報公開制度の下においてすら不必要に不開示としている現状に照らせば、上記限定は何の意味をなさないことは明らかです。

また、「特定秘密」が真に秘密として保護に値するか否かをチェックする

仕組みがありません。そのため、結局防衛大臣の恣意的判断を許容する制度となっており、例えば、核兵器の研究開発や自衛隊情報保全隊による国民監視活動に関する情報も「特定秘密」として国民には知らされないこととなってしまう。これは国民の知る権利の侵害であり、ひいては国政に関する情報を知り、それに基づいて国民が判断していく国民主権・民主主義にも反します。

しかも、第三者がチェックする仕組みがないため、例えば、自衛隊情報保全隊による国民監視活動も、「自衛隊員のもつ情報の保全」という本来の情報保全隊の業務から離れて、「外部からの働きかけ」に関する情報も“保全”する必要があるため秘密にする、さらに「外部からの働きかけと称して、隊員のもつ情報と全く関係のない国民の活動やプライバシーを調査した情報」も“隊員の情報保全”のために秘密にする、というように、隊員のもつ情報の“保全”のための“保全”のための“保全”と際限なく広がり、挙げ句に人権侵害が放任されてしまっている。法案概要はこれを容認するものであって、憲法上到底許されません。

- (3) ②「外交に関する事項」(別表第2号)の範囲についても、法案概要別表第2号にある「安全保障」の意味内容が不明確であるため、例えば「食の安全保障」に関する情報も特定秘密に該当するという運用を容認することになります。このような曖昧な意味内容の規定を含む制度が設けられると、必ずその解釈は制度を利用する行政機関により拡大されていきます。

また、「特定秘密」が真に秘密として保護に値するか否かをチェックする仕組みがないことによる弊害は外交秘密にも当然に当てはまります。例えば、武器の輸出入に関する情報や外務省在外公館の高級ワイン購入に関する情報さえも「安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容」(別表第2号イ)に関する情報として「特定秘密」に指定されることになるでしょう。

したがって、「その漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与えるおそれ」による限定を試みようとしても、それは画餅に過ぎないことは明らかです。

- (4) ③「外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止に関する事項」

(別表第3号)の範囲についても、「外国の利益を図る目的」という主観的要件の有無は結局のところ特定秘密指定をする行政機関の裁量で判断されるため、限定の意義は無きに等しいです。また、「我が国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の活動」についても、日本政府を批判するだけの言動であっても安全脅威活動であると判断されてしまうおそれがあります。

このような拡大解釈の危険が存するにもかかわらず、第三者が真に秘密として保護に値するか否かをチェックする仕組みがないことは前記(2)(3)で述べたのと同様、国民の知る権利、国民主権にとって致命的な欠陥です。

また、「その漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与えるおそれ」による限定を試みようとしても、それが画餅に過ぎないことも前記と同様です。

(5)④「テロ活動防止に関する事項」(別表第4号)の範囲についても、「テロ活動」は実質的に無限定に等しいです。なぜなら、主観的要件は特定秘密指定をする行政機関の裁量で判断されるため無限定に等しく、また主体も無限定であるため、例えば「イスラム教徒」であるだけでテロ活動防止のための措置の対象者とされ、知らないうちに監視されてしまうことを法が認めることになるからです。

このような拡大解釈の危険が存するにもかかわらず、第三者が真に秘密として保護に値するか否かをチェックする仕組みがないことは前記(2)～(4)で述べたのと同様、国民の知る権利、国民主権にとって致命的な欠陥です。

また、「その漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与えるおそれ」による限定を試みようとしても、それが画餅に過ぎないことも前記と同様です。

(6)法案概要は、「指定に係る事項が記載された文書に特定秘密の表示をする」としているが、デジタル情報についてはどうするのが明記されていない。これでは、結局のところデジタル情報については何が特定秘密か分からないという不明確さは解消されない。

2 罪刑法定主義に反すること

(1)前記1で述べたとおり、「特定秘密」の構成要件が極めて広範かつ不明確であるため、情報を入手しようとする国民にとっては何が「特定秘密」であるかは予測不可能です。その上、法案概要では故意犯のみならず、過失犯、

未遂犯のほか、共謀、独立教唆及び煽動までも処罰の対象としており、処罰範囲の外延が一層不明確となっています。そのため、例えば、「原子力に関する情報を開示せよ」と求める行為が特定秘密（別表第4号該当）の漏えい教唆又は煽動に当たるとして弾圧（逮捕、勾留）されるおそれがあり、実際にそのようなことがなされればもちろんのこと、なされないとしても重大な萎縮効果をもたらし、国民の表現の自由及び知る権利を侵害することになります。

したがって、法案概要の罰則は、漠然不明確であって、罪刑法定主義（憲法31条）に反します。

- (2) 法案概要は、特定秘密を知得した国会議員が故意又は過失により当該特定秘密を漏えいした場合にも処罰の対象としています（自由刑の上限は懲役5年）。

しかし、そうすると、特定秘密を知得した国会議員が、当該特定秘密は国家の違法行為を内容としていたり、国民を欺く内容であり、あるいは国民の権利・利益・生活に重大な影響を及ぼすおそれのある内容であるという理由で他人に当該秘密を開示した場合にも、国会議員は犯罪者として逮捕・勾留され、起訴される可能性があるということになります。これでは、国会議員は議論ができなくなってしまい、間接民主制が機能しなくなってしまいます。

したがって、国会議員を処罰の対象とすることは許されません。

- (3) 法案概要は、「人を欺き、・・・又は人を脅迫する行為、・・・その他の特定秘密の保有者の管理を害する行為」による特定秘密の取得行為を処罰する（自由刑の上限は懲役10年）としています。

しかし、これによると、記者や国民から取材を受けた特定秘密取扱者が「欺かれた」「欺こうとしている」「脅された」「脅そうとしている」と思い込んでしまうと、当該記者や国民が特定秘密であることを知らなくても逮捕されるおそれが出てきます。ここでも萎縮効果が発生してしまい、国民の知る権利、取材の自由が侵害されてしまいます。

また、「保有者の管理を害する行為」も漠然不明確です。

したがって、このような犯罪行為類型を設けることも許されません。

3 不都合な真実を隠蔽する情報統制の手段であること

以上見てきたことからすれば、法案概要は、国家（時の政府）にとって「不都合な真実」を隠蔽し、それを内部告発しようとする者やそれに迫ろうとする者を重罰で処罰することにより排除していこうという情報統制のための法案であるとしか言いようがありません。このことは、沖縄返還密約を想起すれば誰にでも明らかなことだと思われま

す。もつとも、私も一時的には秘密にする必要がある情報があり得ることは否定しません。しかし、そのように秘密にするに値する情報は極めて限定されるべきです。例えば、最低限、沖縄返還密約漏えい事件における東京地裁昭和49年1月31日判決（判例タイムズ306号110頁）が示しているように、①当該事項がおよそ公共的討論や国民的監視になじまない場合（例えば、プライバシーに関する事項）、②当該事項が公開されると行政の目的が喪失してしまうに至る場合（例えば、逮捕状の発付又は競争入札価格）、③公共的討論や国民的監視によるコントロールは事後敵に（又は結果に対する批判として）行う機会を残しつつ公務遂行中にはその能率的・効果的な遂行を一時優先させる必要のある場合（例えば、行政内部での自由な発言を保障するための非公開委員会など）、④①ないし③に準じる場合、に該当しない限り秘密には値しないとすべきです。また、公務の内容が違法である場合には、当該公務の民主的な運営自体無意味ですので、当該公務に係る事項は秘密には値しません（前記東京地裁判決）。

4 プライバシー侵害であること

- (1) 法案概要は、適性評価制度として、特定秘密取扱候補者について、テロ活動との関係に関する事項、犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項、などの事項を漏えいのおそれがあるかという観点から評価するとしています。
- (2) しかし、これらの事項の評価により、漏えいの危険度をどれだけ具体的に判定できるのかは疑問です。
- (3) また、「テロ活動」の定義の曖昧さ故に、特定秘密取扱候補者の思想・信条まで調査することにつながります。候補者の同意を条件にするとしても、組織において“不同意”はあり得ない選択肢ですので、同意を条件とすること自体無意味です。したがって、思想・信条の自由を侵害します。

(4) さらに、法案概要は、調査のために「公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる」としています。これは、結局のところ、行政機関が候補者のプライバシー情報をほぼ無制限に取得できることを意味し、プライバシー侵害は明らかです。

(5) 報道によれば、現在行われている適格性確認制度の下においては、候補者の交友関係や所属団体まで調査対象になっていますので、適性評価制度においても同様の調査が行われると思われま。そうすると、候補者やその家族のみならず友人までもが調査の対象になり、同意無くプライバシー情報が収集されるおそれがあり、これに対する歯止めやチェック機関がない以上、彼らのプライバシー侵害を防止できません。

5 立法事実がないこと

以上のとおり、法案概要には基本的人権保障、国民主権に逆行する危険な内容となっていますが、そもそも立法事実も存しません。秘密の存在を認めるとしても、その保護は既存の法律で十分であり、またセキュリティシステムを向上させることで対応可能です。不必要な人権侵害を行うべきではありません。

6 意見募集の期間が極めて短いこと

以上のように法案概要には重大な問題があるにもかかわらず、意見募集の期間がわずか2週間というのは極めて問題です。しかも、法案概要しか公表せず法律案を公表しないのも合理性はありません。法案の危険性を国民に知られたくないから、法律案を隠し、かつ意見募集期間を極めて短期間に設定したとしか考えられません。

内容の重大性に鑑みれば、法律案を公開の上、最低2か月間の意見募集期間を設定して、広く国民の意見を聴くべきです。

以 上